

## 健やかな成長を応援するために



### 支給対象が 拡大されます

平成22年4月から「児童手当」が「子ども手当」に変わりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するため、中学校修了前までの子どもを養育する人に手当を支給する制度です。

児童手当は、小学校修了前の子どもが支給の対象で、所得制限がありました。子ども手当では支給の対象を中学校修了前の子どもに拡大し、所得制限がなくなりました(左表)。

### 申請が必要な 場合があります

児童手当を受給している人

平成22年3月31日現在、児童手当を受給していた人は、児童手当の支給対象の子どもについて改めて手続きをする必要はありません。

新たに子ども手当の支給対象となる子ども(中学2・3年生)がいる場合には、申請(額改定認定請求書の提出)が必要です。

児童手当を受給していない人

所得制限などにより、平成22年3月31日現在、児童手当を受給し

# 申請が必要な場合と不要な場合

## 3月31日現在、児童手当を受給している人

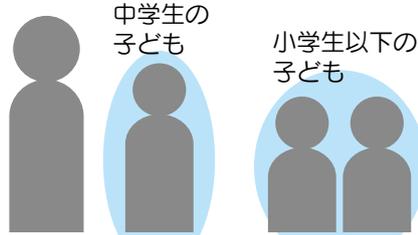


小学生以下の子ども

新たな手続きは不要

子ども手当支給

\* 手当は4月分から支給されます。4月に中学生になる子ども（3月まで児童手当の対象だった子ども）についても手続きは不要です



中学生の子ども

小学生以下の子ども

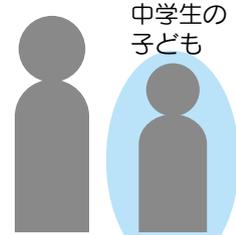
手続きが必要  
(額改定認定請求書の提出)

子ども手当支給

\* 9月30日までに額改定認定請求書を提出してください。手当は4月分から増額されます

新たな手続きは不要

## 3月31日現在、児童手当を受給していない人



中学生の子ども

手続きが必要  
(認定請求書の提出)

子ども手当支給

\* 9月30日までに認定請求書を提出してください。手当は4月分から支給されます

\* 平成 22 年 4 月 1 日以降に子どもが生まれたときは、申請の手続きが必要です。  
この場合の手当は、申請のあった月の翌月分から支給しますので、早めの申請をお願いします。

### 申請手続きは各窓口で

子ども手当の支給に申請が必要な人は、各申請窓口で手続きをする必要があります。

申請期限 9月30日(木)(期限を過ぎると満額の支給が受けられなくなります)

#### 申請に必要な書類

・申請者の保険証の写し(申請者が厚生年金などの加入者の場合)

・手当の振り込みを希望する、申請者名義の、金融機関の口座番号などが確認できるもの(通帳の写しなど)

・外国人登録証(申請者が外国人の場合)

#### 印鑑

このほかに、子どもと別居しながらも養育している場合など、それぞれの事情に応じて提出が必要となる書類があります。

申請窓口 子育て支援課(市役所

2階)、下総・大栄支所市民福祉課

ていなかった人で、子ども手当の支給対象となる子どもがいる人は、申請(認定請求書の提出)が必要です。

平成22年度支給額(月額) 対象となる子ども1人当たり13,000円  
支給月 6月、10月、2月  
それぞれの前月分までの手当を口座に振り込みます。  
※公務員の方は、勤務先からの支給となります。手続きなどについては勤務先に確認してください。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

### 「児童手当」と「子ども手当」の違い

	児童手当	子ども手当
対象年齢	小学校修了前 (12歳到達後最初の3月31日まで)	中学校修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)
支給対象の子ども1人当たりの支給額(月額)	・3歳未満 10,000円 ・3歳以上 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	一律 13,000円
所得制限	あり	なし